

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第2期中期目標の策定に係る考え方及び骨子（案）

1 中期目標とは

(1) 法律上の位置付け

- ・ 定義（地独法第25条第1項） 「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」
- ・ 法定記載事項（同条第2項）

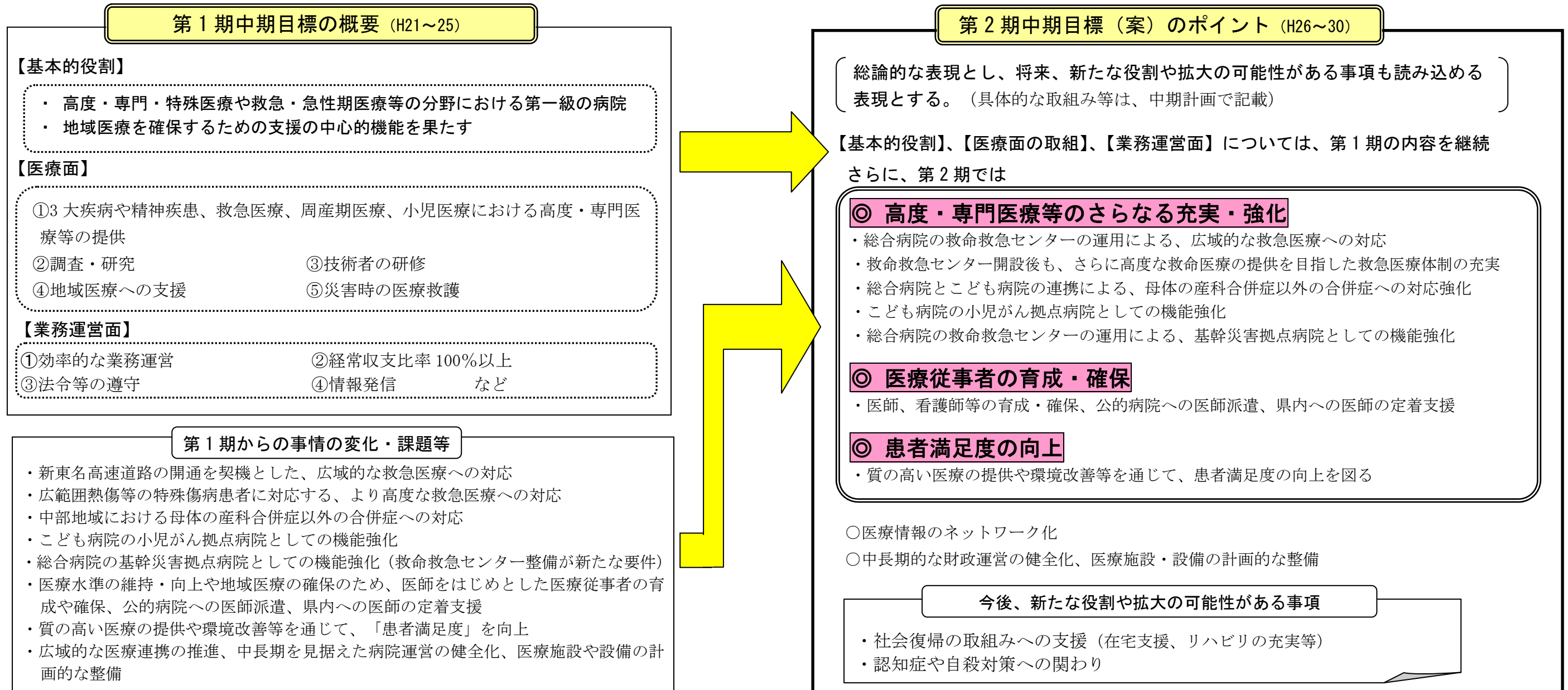
第1 中期目標の期間(3年以上5年以下で知事が定める期間)	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項
第5 その他業務運営に関する重要事項	

前文
+ 法定記載事項ではないが、全ての地方独立行政法人で記載

(2) 本県における位置付け

- ・ 「地方独立行政法人の特徴である自律性、機動性、柔軟性を最大限発揮させるとの観点から、目標期間中において達成すべき業務運営に関する知事の方針書」
- ・ 知事の方針書として、法人だけでなく、広く県民に伝えるとの観点から、分かりやすく、簡潔な構成及び表現とする。(第1期と同様の考え方)

2 策定の考え方



3 骨子（案）

追加・修正事項

第1期中期目標	第2期中期目標の骨子（案）	考え方等
<p>前文（一部抜粋）</p> <p><基本的役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本県における高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること ○地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たしていくこと <p>1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。</p> <p>2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。</p> <p>3 卒後臨床研修プログラムや就労環境の充実などを通じて医師の確保と育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣に協力すること。</p> <p>4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。</p> <p>5 県内の公立病院に対して、改革へ向けた効果的な方策や具体的な手法を示すなど改革の魁さきがけとして公立病院改革の道標の役を率先して果たすこと</p>	<p>前文</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【前文の構成・流れ】</p> <p>①第1期中期目標期間中の実績、評価結果の総括 （評価委員会の第1期目標期間暫定評価結果等を反映）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②県立病院の役割・使命</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③県が指示する内容のエッセンス</p> </div> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>3 医療従事者の育成及び確保【追加】</p> <p><文例></p> <div style="border: 1px dashed black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>3 質の高い医療を継続的に提供するため、優秀な医療従事者の育成及び確保に努めること。特に、卒後臨床研修プログラムや就労環境の充実などを通じて医師の確保と育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣や県内への定着促進に協力すること。</p> </div> <p>変更なし</p>	<p>【前文の目的】</p> <p>県立病院の役割や目指すべき方向を明らかにし、県が求める病院運営について、県民へのメッセージとして伝える。</p> <p>※2期目以降の5府県全て同様の構成</p> <p>2期では、医療従事者の育成および確保を強調</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（1期と同じ期間）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の自主性・自律性を発揮させるため、長期間の目標を明示し、成果を期待する。 ・1期目5年間の成果として、経営状況の改善（黒字化）等の効果が現れている。 ・他県（県立）では5年間で最も多い。（11/16県が5年）

第1期中期目標	第2期中期目標の骨子（案）	考え方等
<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>【構成】 定款第16条に沿って記載</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療を提供すること。 2 医療に関する調査及び研究を行うこと。 3 医療に関する技術者の研修を行うこと。 4 医療に関する地域への支援を行うこと。 5 災害等における医療救護を行うこと。 	<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1、2、4、5は変更なし</p> <p>3 医療従事者の育成及び確保【修正】（項目名修正）</p>	<p>医療水準の維持、向上や地域医療の確保のため、医療従事者の確保及び育成が重要</p> <p>2期では、医療従事者の育成及び確保を強調（項目名修正）</p>
<p>県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう、情報発信すること。</p> <p>1 医療の提供</p> <p>医療機関として求められる基本的な診療姿勢や県立病院が担う医療を明確にし、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1) 基本的な診療姿勢</p> <p>患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。</p> <p>(2) 県立病院が担う役割</p> <p>県内医療機関の中核的病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。</p> <p>(3) 県立病院が重点的に取り組む医療</p> <p>がん、脳卒中、急性心筋梗塞、精神疾患などの医療、救急医療、周産期医療及び小児医療の分野における高度医療又は急性期医療に取り組むこと。また、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供すること。</p> <p style="text-align: right;">【要検討】</p>	<p>変更なし</p> <p>1 医療の提供</p> <p>患者満足度の向上【追加】</p> <p><文例></p> <p>医療機関として求められる基本的な診療姿勢や県立病院が担う医療を明確にし、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。 また、県民の求める質の高い医療の提供や環境改善による利便性の向上等を通じて、患者満足度の向上に努めること。</p> <p>(1) 基本的な診療姿勢</p> <p>変更なし</p> <p>(2) 県立病院が担う役割</p> <p>変更なし</p> <p>(3) 県立病院が重点的に取り組む医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合病院の救命救急センターの運用による広域的な救急医療への対応 ・ 救命救急センター開設後も、さらに高度な救命医療の提供を目指した救急医療体制の充実 ・ 総合病院とこども病院の連携による、母体の産科合併症以外の合併症への対応強化 ・ こども病院の小児がん拠点病院としての機能強化【追加】 <p><文例></p> <p>がん、脳卒中、急性心筋梗塞、精神疾患などの医療、救急医療、周産期医療及び小児医療の分野における高度医療又は急性期医療に取り組むこと。また、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供すること。 特に救急医療においては、県立総合病院の救命救急センターの運用により広域的な救急医療への対応を図るとともに、救命救急センター開設後も、さらに高度な救命医療の提供を目指し、救急医療体制の充実を図ること。また、周産期医療においては、県立総合病院と県立こども病院との連携により、母体の産科合併症以外の合併症への対応を強化するとともに、小児医療においては、県立こども病院の小児がん拠点病院としての機能強化を図ること。</p> <p>認知症、自殺対策との関わり【要検討】</p>	<p>「患者満足度」は総合計画の目標指標であり、県民の医療ニーズに対応した医療の提供が必要</p> <p>※調査した17他県（市含む）中、10県が記載（直近（H23～）では、10県中8県が記載）</p> <p>救命救急センターの運用による広域的な救急医療体制の整備やさらに高度な救命医療の提供を目指した救急医療体制の充実、こども病院との連携による産科合併症以外の合併症への対応強化が必要</p> <p>こども病院の小児がん拠点病院としての機能強化が必要</p> <p>福祉分野との関連等を含め、要検討</p>

第1期中期目標	第2期中期目標の骨子（案）	考え方等
<p>2 医療に関する調査及び研究 本県の医療水準の向上や県民の健康意識の醸成が図られるよう、調査及び研究に取り組むこと。</p> <p>(1) 診療等の情報の活用 診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。</p> <p>(2) 県民への情報提供の充実 公開講座や医療相談などを通じて調査及び研究の成果を県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。</p> <p>(3) 産学官連携等への協力 富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官の連携による研究開発事業に積極的に協力すること</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>変更なし</p> <p>(1) 診療等の情報の活用 変更なし</p> <p>(2) 県民への情報提供の充実 変更なし</p> <p>(3) 産学官連携等への協力 変更なし</p>	
<p>3 医療に関する技術者の研修 優秀な医療従事者の確保と育成を図るため、国内外との交流を含め、研修の充実に努めること。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実 医療の高度化に対応した優秀な医療従事者を確保及び育成するため、医療従事者に評価され、選ばれる病院となるよう研修の充実に努めること。</p> <p>(2) 医師の卒後臨床研修等の充実 特に医師不足に対応するため、より多くの医師を県立病院に確保及び育成し、県内の医療機関への定着の契機となるよう、医師の卒後臨床研修や専門研修の充実に努めること。</p> <p>(3) 知識や技術の普及 県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること</p>	<p>3 医療従事者の育成及び確保【修正】（項目名を修正）</p> <p><文例> 質の高い医療を継続的に提供するため、優秀な医療従事者の育成及び確保に努めること。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実</p> <p><文例> 医療の高度化に対応した優秀な医療従事者を育成及び確保するため、医療従事者に評価され、選ばれる病院となるよう、国内外との交流を含め、研修の充実に努めること。</p> <p>(2) 医師・看護師等の育成及び確保【修正】（項目名を修正）</p> <p><文例> 医師不足に対応するため、より多くの医師を県立病院に確保及び育成し、県内の医療機関への医師の定着の契機となるよう、医師の卒後臨床研修や専門研修の充実に努めること。また、看護師等の医療従事者については、その資質を向上させるための研修の充実や院内への定着促進を図り、優秀な人材の育成及び確保に努めること。</p> <p>(3) 就労環境の向上【移動】</p> <p><文例> 優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。</p> <p>(4) 知識や技術の普及 変更なし</p>	<p>質の高い医療を継続的に提供するため、医療従事者の育成及び確保が重要 2期では、医療従事者の育成及び確保を強調（項目名修正）</p> <p>看護師等の育成及び確保も重要なため、追加</p> <p>人材の確保に関連するため、「第3業務運営の改善及び効率化に関する事項」から移動</p>

第1期中期目標	第2期中期目標の骨子（案）	考え方等
<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>県民の安心・安全を守るためには地域医療の確保が不可欠であることから、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1) 地域医療への支援 遠隔診断の実施、高度医療機器の共同利用の促進など、地域医療の確保と連携への支援を行うこと。</p> <p>(2) 公的医療機関への医師の派遣協力 県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣に積極的に協力すること。</p> <p>(3) 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力する</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>変更なし</p> <p>(1) 地域医療への支援 医療情報のネットワーク化【追加】 <文例> 遠隔診断の実施、高度医療機器の共同利用の促進、他の医療機関との医療情報のネットワーク化など、地域医療の確保と連携への支援を行うこと。</p> <p>(2) 公的医療機関への医師の派遣及び県内への定着促進への協力【修正】 <文例> 県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣に積極的に協力するとともに、医師の県内への定着を促進するため、就労相談などに協力すること。</p> <p>(3) 社会的な要請への協力 変更なし</p> <p>(4) 「社会復帰の取組みへの支援」【要検討】 在宅医療支援、リハビリの充実等</p>	<p>医療連携をさらに進めていくために、患者情報等の医療情報のネットワーク化が必要</p> <p>ふじのくに地域医療支援センターの委託業務（医師の就労相談等）を追加</p> <p>福祉分野との関連等を含め、要検討 ※在宅支援等の記載のある他県3/17県</p>
<p>5 災害等における医療救護</p> <p>県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。</p>	<p>5 災害等における医療救護</p> <p>変更なし</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 総合病院の救命救急センターの運用による基幹災害拠点病院としての機能強化【追加】 <文例> 災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。特に、県立総合病院は、救命救急センターの運用などにより、基幹災害拠点病院として機能強化を図り、災害時医療の県内の中心的役割を果たすこと。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 変更なし</p>	<p>総合病院の救命救急センターの運用等による、基幹災害拠点病院として機能強化が必要</p>

第1期中期目標	第2期中期目標の骨子（案）	考え方等
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。</p> <p>1 簡素で効率的な組織づくり 医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織づくりを進めること。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。</p> <p>3 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。</p> <p>4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成 業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。</p> <p>5 就労環境の向上 優秀な医療従事者を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>変更なし</p> <p>1 簡素で効率的な組織づくり</p> <p>変更なし</p> <p>2 効率的な業務運営の実現</p> <p>変更なし</p> <p>3 事務部門の専門性の向上</p> <p>業務の特性に応じた柔軟な人員配置【追加】 <文例> 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成するとともに、業務の特性に応じた柔軟な人員配置を進めるなど、職員の専門性の向上を図ること。</p> <p>4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成</p> <p>変更なし</p> <p>移 動（「第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 医療従事者の育成及び確保」へ移動）</p>	<p>H23 評価結果の意見「業務特性に応じた柔軟な人員配置」を反映</p>

第1期中期目標	第2期中期目標の骨子（案）	考え方等
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>経常収支の部分 変更なし</p> <p>中長期的な財政運営の健全化、医療施設・設備の計画的な整備【追加】</p> <p><文例> 業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。また、収益的収支に加え、資本的収支を含めた総合的かつ中長期的な財政運営の健全化、経営基盤の強化を図るとともに、医療施設や設備の整備については、費用対効果や県民の医療需要、医療技術の進展、中長期的な収支見込みなどを総合的に勘案し、計画的に実施すること。</p>	<p>【経常収支比率】 第1期は診療報酬改定の影響等もあり大幅な黒字となったが、消費税率のアップや今後の診療報酬改定状況など、先行きが不透明であることから、目標数値は現状を維持する。 ※経常収支比率以外の数値目標を設定している他県なし</p> <p>【中長期的な財政の健全化等】 引き続き安定した経営を継続するため、収益的収支に加え、資本的収支を含めた総合的・中長期的な財政運営の健全化や経営基盤の強化が必要 ※記載のある他県 13/17県</p> <p>【施設・設備の計画的な整備】 費用対効果や医療需要、長期的な収支見込等を勘案した計画的な施設等の整備が必要 ※記載のある他県 9/17県</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p>	<p>変更なし</p>	